

## 1

利子助成により  
**20年間**  
**実質金利**  
**0.5%**<sup>※</sup>

(※借入期間20年以内の場合)

### 利子助成制度

- ◆ 耐震化促進のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です
- ◆ 学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます

### 対象事業

【幼稚園・認定こども園】  
旧耐震基準の園舎建替えて  
耐震化促進のための補助金の  
対象となるもの

【専修学校・各種学校】  
取り壊しを伴う建替事業  
旧耐震基準で建設された学校施設  
(Is値0.7未満)の建替え整備事業

### 国からの利子助成率

◆ **最大20年間**  
**融資金利-0.5%**

① 借入期間20年以下の場合。  
なお、融資金利が0.5%以下の場合、利子助成は行われません)

② 利子助成率の上限は、幼稚園・認定こども園は1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です)

## 2

**登録免許税**  
**が非課税**

### 登録免許税

- ◆ 登記を申請する際に納める税金のことです
- ◆ たとえば、抵当権の設定登記は、債権額に1,000分の4を乗じた額となります

### 非課税の取り扱い

- ◆ 事業団が学校法人に代わって、文部科学省に登録免許税の非課税申請をします
- ◆ 文部科学大臣の承認により、登録免許税が非課税となります

### 大きなメリット

- ◆ たとえば、10億円を借りるときには、400万円(10億×0.4%)の登録免許税が必要ですが、**事業団なら非課税**です
- ◆ 現在の金利情勢からみると、**実質1年間無利子に匹敵するコスト削減効果**があります

## 3

事業費について  
**自己資金**  
**の要件を**  
**見直し**

(2018年4月～実施)

### これまでの貸付審査

- ◆ 事業団の貸付審査では、「事業費のうち、**20%以上が自己資金**であること」が必要でした
- ◆ 自己資金部分については、都銀、地銀など民間金融機関からの借入金を認めておらず、学校法人のみなさまの資金計画にも支障がありました

### 自己資金の要件を見直し

- ◆ 「**事業費のうち、20%以上を自己資金**」とする要件を**廃止**します
- ◆ 事業団がご融資する場合でも、**自己資金を使わずに、校舎新築や改修事業を実施**できます
- ◆ たとえば、事業団から8割、民間金融機関から2割のように、**柔軟な資金調達が可能**です

② 融資率80%については変更ありません)

4

New!

**連帯保証人が免除される場合があります**  
(2019年4月～実施)

### これまでは保証人が必要

- ◆ 事業団融資のご利用にあたっては通常、学校法人の理事長を含む1名以上の連帯保証人が必要でした

### 特例で保証人を免除

- ◆ 以下のすべてに該当する場合、新規契約の連帯保証人を免除します

1. 財務状況等に問題がないと認められること
2. 財務情報(貸借対照表・資金収支計算書・事業活動収支計算書)をホームページで公表していること
3. 経常費補助金の減額または不交付の措置を受けていないこと
4. 事業団借入金及び公租公課を滞納していないこと

(注) お申し込みに際しては、当事業団の審査があります。また、完済までの間において、上記の免除要件に該当しなくなった場合には、追加担保もしくは連帯保証人の設定をお願いすることがあります)

5

New!

**借入期間最長30年のメニュー創設**  
(2019年4月～実施)

### これまでは最長20年

- ◆ 事業団融資は借入期間20年が主であり、20年超のお借入れは通常できませんでした
- ◆ 借入希望額が大きい法人から、毎年の元金返済負担を軽減するため、より長い期間の借入希望が増加していました

### 借入期間が最長30年に

- ◆ 一般施設費・特別施設費に、借入期間30年以内(うち据置2年)、固定金利のメニューを創設します

#### 【ご利用の条件】

- ・融資契約額が10億円以上
- ・対象建物が木造ではない

### 毎年の返済額が減少

- ◆ 借入期間20年の場合と比べ、各年度の元金返済額はおよそ3分の2となり、毎年の支出負担を軽減することができます

【例】借入額10億円の場合の1年あたり元金返済額

- 期間20年: 約5,550万円
- 期間30年: 約3,570万円

(注) 一例であり、借入条件により異なる場合があります)

6

事業査定において**基準単価に乗じる調整率を見直し**  
(2018年4月～実施)

### 建築費の急激な上昇

- ◆ 近年の**建築費の高騰**によって、事業団が査定に用いる単価と、実際の建築工事の単価が**大きくかい離**していました

事業査定によって**融資上限額が頭打ち**となり、学校法人のみなさまが、**借入希望額を借りられない**ケースが相次いでいました

### 単価の調整率を見直し

- ◆ 実際の単価が基準単価を超えるときに用いる調整率について、1.6倍から1.9倍に引き上げます
- ◆ たとえば、幼稚園・木造校舎の単価は次のとおりとなります(2019年度の場合)

単価: 170,800円 → **調整後単価(×1.9): 324,500円**

7

## 火災保険への 質権設定を 廃止

(2017年4月～実施)

### これまでは質権設定が必要

- ◆ 担保建物の火災保険金請求権には、事業団を第1順位とする質権を設定します
- ◆ 少額保険金の支払いであっても事業団の承認が必要なため、保険金支払いが、非常に遅くなっていました

### 2017年度から順次廃止

#### 建物を担保評価していない場合に限り

- ◆ 新規契約分から、火災保険金請求権への質権設定を廃止します
- ◆ 既往契約分についても、**火災保険期限が到来した時点で、質権設定を廃止**します

### 今後のお手続き

- ◆ 火災保険の満期到来月の約1か月前をめどに、「**質権設定廃止**」のご案内を送付しています

(注) 建物を担保評価している場合は、引き続き担保建物の火災保険金請求権に、質権を設定していただきます)

8

## 5年連続 顧客満足度 95%以上!

### 融資ご利用者アンケート

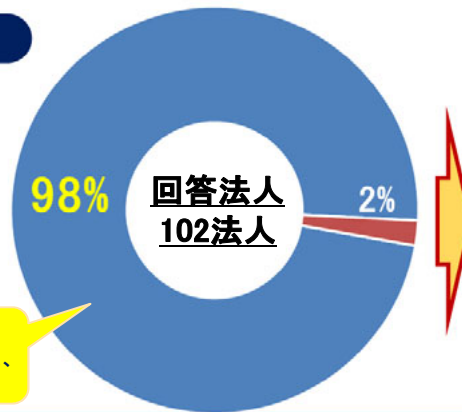
- ◆ 融資をご利用いただいたみなさまに、毎年「ご利用者アンケート」を実施しています
- ◆ 2018年度は119法人にアンケートをお願いし、102法人に回答いただきました

(回答は匿名)

### 2018年度の調査結果

事業団職員の対応に「**満足した**」、「**やや満足した**」の合計

多くのご支持をいただいています  
アンケートでいただいたご意見を踏まえ、さらなる改善に取り組んでまいります



事業団の対応に、「やや満足していない」、「満足していない」、「どちらでもない」の合計

### 融資の窓口

- 法人所在地域ごとに担当係をおいています
- どのようなことでもお気軽にお問合せください

### 法人所在地域

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県

三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

担保物件・保証人の変更、質権の更新・廃止、契約内容の確認等について

### 担当係

融資第一係  
TEL 03-3230-7862・7863・7864・7865

融資第二係  
TEL 03-3230-7866・7867・7868

融資業務係  
TEL 03-3230-7871・7872・7873